

○福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例

昭和三十四年三月二十五日

福岡県条例第二十一号

福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例をここに公布する。

福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例

福岡県通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十二年福岡県条例第十五号)の全部を改正する。

(入学料及び受講料の徴収)

第一条 福岡県立高等学校の通信教育を受けようとする者は、この条例の定めるところにより入学料及び受講料を納付しなければならない。

2 高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号。以下「省令」という。)第十二条第三項の規定により定時制の課程の生徒が、通信制の課程において一部の科目を履修する場合の受講料は、徴収しない。

3 省令第十二条第三項の規定により通信制の課程の生徒が、定時制の課程において一部の科目を履修する場合においては、その履修を当該通信教育による履修とみなして受講料を徴収する。

4 入学料及び受講料は、前納とする。

5 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の規定による申請又は同法第十七条の規定による届出をした者に係る受講料については、教育委員会の指定する日までに納付しなければならない。

(昭三八条例一九・平一九条例七五・平二二条例一一・平二六条例一七・一部改正)

(入学料及び受講料の額)

第二条 入学料及び受講料の額は、次の表のとおりとする。

入学料	四百七十円	
受講料	科目一単位につき	三百円

(昭五四条例二八・昭六二条例三三・平元条例三五・平四条例五三・平七条例五一・平一〇条例四二・平一三条例五八・平一六条例六四・平一九条例七五・一部改正)

(受講料の有効期間)

第三条 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から一年とする。

(受講料の減免)

第四条 特別の事由があると認めるときは、受講料を減額し、又は免除することができる。

2 受講料減免の基準手続などについては、教育委員会規則で定める。

(平二六条例一七・追加)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三八年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年九月一日から適用する。

附 則(昭和三四年条例第二八号)

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和三二年条例第三三号)

この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三五号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五三号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五一号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第四二号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第五八号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六四号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第七五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第一一号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の県立高等学校(第一条の規定による改正前の福岡県立学校授業料等徴収条例(以下「旧徴収条例」という。)第一条第一項に規定する県立高等学校及び第二条の規定による改正前の福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例第一条第一項に規定する県立高等学校をいう。)に係る授業料若しくは受講料又は県立中等教育学校(旧徴収条例第一条第一項に規定する県立中等教育学校をいう。)の後期課程に係る授業料の徴収及び当該受講料の減免については、なお従前の例による。